

議員提出議案第5号

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13
条の規定により提出いたします。

平成19年9月28日

川崎市議会議長 鈴木茂哉 様

提出者 川崎市議会議員 嶋崎嘉夫

” 潮田智信

” 小林貴美子

” 竹間幸一

” 宮原春夫

” 矢沢博孝

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の3中「議会議員」の次に「（議会議長及び議会副議長を除く。）」を加え、「として日額7,000円」を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の費用弁償の額は、議会議員の住居と議場との間を時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と議会議長が認めた経路により往復する場合に要する交通機関の運賃に相当する額とする。
- 3 第1項の費用弁償は、その月分を翌月に支給する。

附 則

この条例は、平成19年11月1日から施行する。

制 定 理 由

議会議員の費用弁償について、交通機関の運賃に相当する額を支給することとするため、この条例を制定するものである。